

法適用状況

①全国

	事業者数	法適用団体数	法適用割合
H20	3,687	318	8.6%
H21	3,635	377	10.4%
H22	3,637	406	11.2%
H23	3,625	454	12.5%
H24	3,633	502	13.8%
H25	3,640	538	14.8%

②大阪府(平成27年4月現在)

	法適用日	適用範囲	組織
1 大阪市	S39.4.1	一部	建設局 下水道河川部
2 堺市	H9.4.1	全部	上下水道局
3 箕面市	H15.4.1	全部	上下水道局
4 岸和田市	H18.4.1	全部	上下水道局
5 豊中市	H20.4.1	全部	上下水道局
6 東大阪市	H20.4.1	全部	上下水道局
7 池田市	H21.4.1	全部	上下水道部
8 四條畷市	H21.4.1	全部	上下水道局
9 枚方市	H23.4.1	全部	上下水道局
10 和泉市	H23.4.1	全部	上下水道部
11 寝屋川市	H25.4.1	全部	上下水道局
12 柏原市	H26.4.1	全部	上下水道部
13 茨木市	H27.4.1	一部	建設部
14 大東市	H27.4.1	全部	上下水道局
15 守口市	H27.4.1	一部	下水道部
16 八尾市	H27.4.1	一部	土木部

③北摂

適用済	箕面市・豊中市・池田市・茨木市 (適用区分・時期は②を参照)
非適用	高槻市(H28予定)・摂津市(H29予定)

④府流域下水道

H30から法適用を予定